

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第 3 号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願について  
請願第 4 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願  
について

を審査するため、12 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成者がなく不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 3 号の主旨は、後期高齢者医療制度の次期保険料改定に際し、和歌山県広域連合長に対し、医療給付費準備基金の活用などにより保険料の抑制をはかることを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、医療給付費準備基金条例の規定に照らした場合、これを保険料の抑制に活用できるか とのただしがあり、厚生労働省の事務連絡により、保険料抑制のために全額使うよう指示が出ていることもあり、活用することは可能である との答弁がありました。

基金は、この制度を円滑に維持するために積み立てているもので、これが無くなれば円滑な運営ができず、制度自体が危ぶまれる。受益者負担という観点から、保険料を上げなければならないときには、大変であるが、みんなで辛抱せざるを得ないと考えるがいかがか とのただしがあり、基金のお金は、保険料を高く設定したために毎年毎年生じた余剰金を貯めたもので、本来残すべき基金ではない。だからこそ、厚労省も、前年までに残った基金を全て使うようにという指示を出している との答弁がありました。

請願第 4 号の主旨は、保険料軽減特例を段階的に縮小し、廃止すること

は保険料の大幅な引き上げに繋がることから、国に対し、後期高齢者の保険料軽減特例を継続することを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、請願理由の中に、8.5割軽減を受けていた人の保険料は2倍に、9割軽減の人は3倍にとあるが、軽減を受けない10割負担の人からすると、2倍の人は3割に、3倍の人も3割にということでもいずれも7割軽減となる。もともとが安いことからすると、後期高齢者医療制度がなかった場合の国民健康保険と比較して保険料負担はどうかとのただしがあり、約6割の人が軽減を受けた中でなんとか生活のやりくりをしている。国民健康保険と比較するというよりも、これら軽減の恩恵を受けていた人が、少ない年金の中からさらに負担が大きくなり、生活の目途もたたない状況の中で、全国の都道府県広域連合長で組織する広域連合協議会からも政府に対し軽減の継続を求める意見書を送っているという状況であるとの答弁がありました。

軽減特例が無くなっても7割は軽減される。この特例を継続するために若い世代にしわ寄せがいく。保険制度を国民全体で守っていくためにも、後期高齢者も相応の負担をしなければ成り立たなくなると思うがいかがかとのただしがあり、若い人というより国全体で社会保障制度を守っていくことが大事であり、そのためにも軽減措置は続けていく必要があると考える。国はもっと社会保障制度に対しお金を回すべきで、この請願が、我々が国に対し税金の使い方を改めることを求めることに繋がると考えるとの答弁がありました。